

平成30年度 三重県企業庁経営懇談会 説明資料

I	三重県企業庁の概要	
1	平成30年度の組織体制	1
2	平成29年度決算の概要	2
II	三重県企業庁経営計画の概要	5
III	各事業の平成30年度進捗状況	
1	水道用水供給事業	10
2	工業用水道事業	19
3	電気・機械設備の停電対策（水道・工業用水道事業共通）	25
4	電気事業（RDF焼却・発電事業）	27
	(参考資料)	
	平成29年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要	34

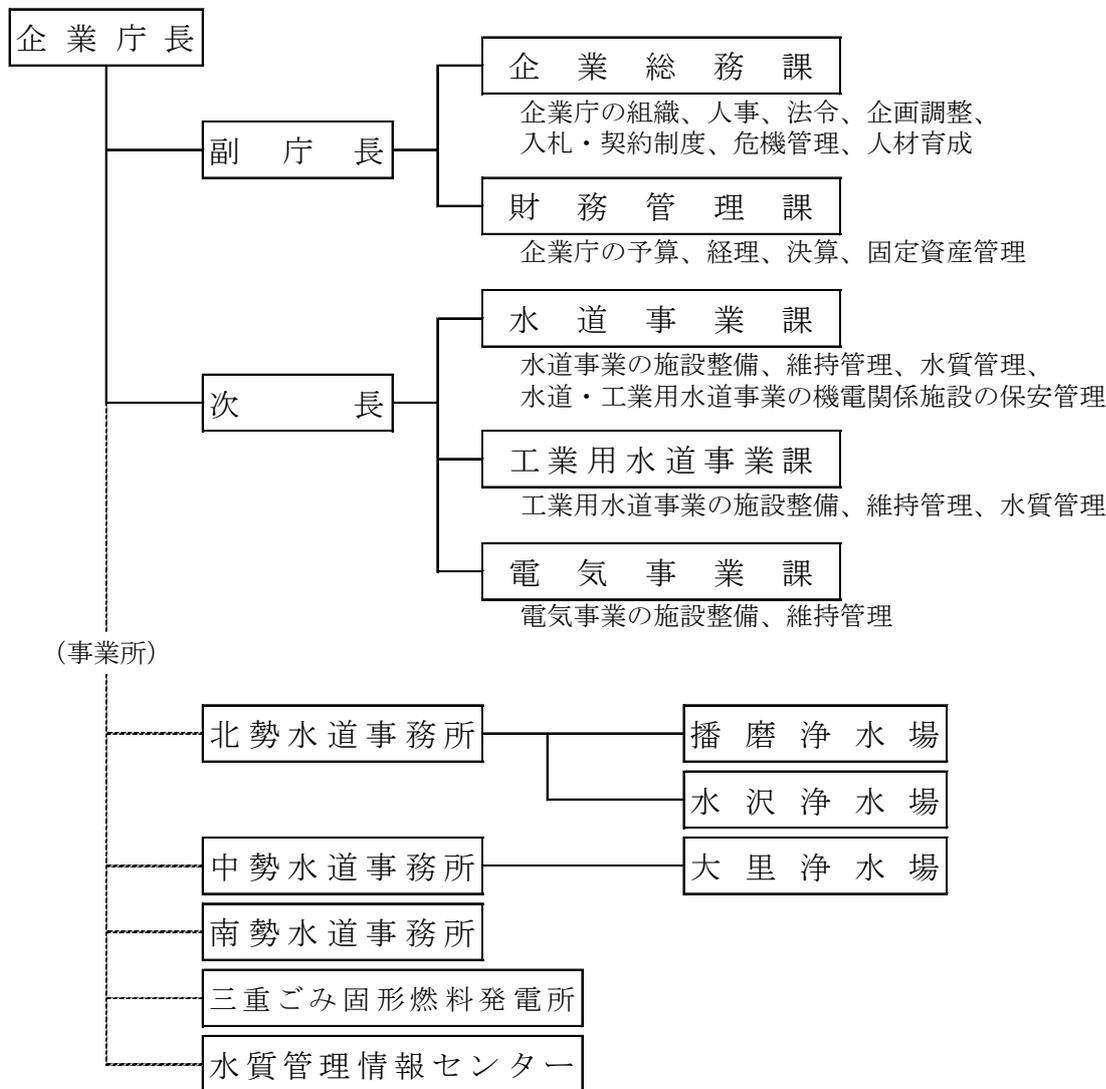
平成31年2月6日

三重県企業庁

I 三重県企業庁の概要

1 平成30年度の組織体制

(1) 組織図〔5課、5事業所〕



(2) 職員数の推移(平成31年2月1日現在)

【単位：人】

	H26		H27		H28		H29		H30	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	70	2	67	△3	64	△3	61	△3	61	—
事業所	159	△4	124	△35	124	0	125	1	124	△1
計	229	△2	191	△38	188	△3	186	△2	185	△1

2 平成29年度決算の概要

(1) 損益計算書及び貸借対照表

ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成29年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。

また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

(百万円、税抜き、%)

	水 道		工業用水道		電 気	
	H29	対前年度比	H29	対前年度比	H29	対前年度比
営業収益	8,120	101.3	5,182	99.7	1,332	116.3
営業費用	8,036	100.8	4,931	103.1	2,032	173.0
営業損益	84	173.2	251	60.4	△700	—
営業外収益	856	92.5	416	89.3	48	56.7
営業外費用	539	84.9	255	87.9	0.4	28.2
経常損益	400	118.2	411	69.6	△652	—
純損益	400	118.2	411	69.6	△652	—
前年度繰越利益剰余金等	339	171.2	591	122.3	△1,329	—
当年度未処分利益剰余金	739	137.8	1,003	93.3	△1,981	—

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。(貸借対照表も同じ)
単位未満の金額は小数点第1位まで表記しています。

イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の平成29年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用権などの無形固定資産等です。

また、負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

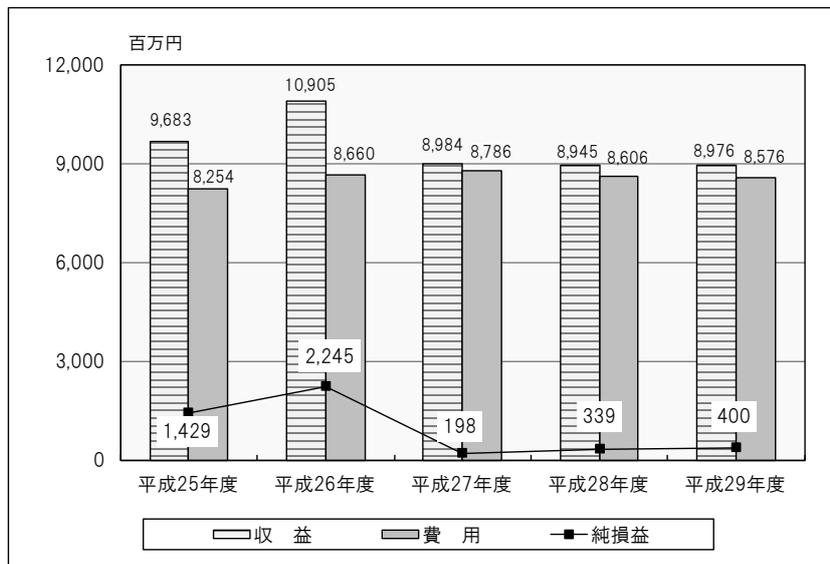
資本は、資本金と剰余金で構成されます。

(百万円、税抜き、%)

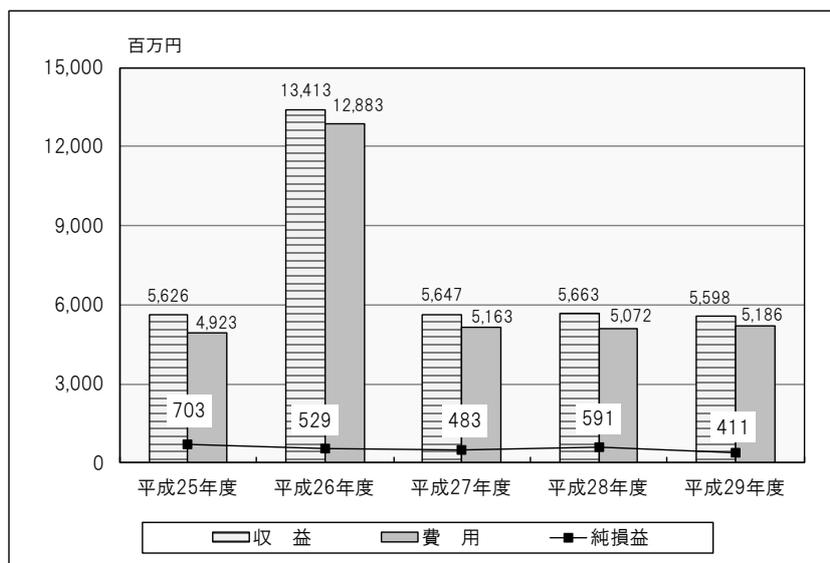
	水 道		工業用水道		電 気	
	H29	対前年度比	H29	対前年度比	H29	対前年度比
固定資産	125,897	98.7	101,489	101.0	2,253	77.7
流動資産	12,855	98.8	9,361	93.4	9,410	99.2
資産合計	138,752	98.7	110,850	100.3	11,664	94.2
固定負債	22,443	90.7	16,387	104.3	326	96.4
流動負債	3,440	95.3	1,626	66.9	242	94.9
繰延収益	23,036	96.8	17,514	99.3	114	73.3
負債合計	48,919	93.8	35,527	99.3	682	91.1
資本金	88,225	101.3	73,092	101.0	12,964	100.0
剰余金	1,608	114.4	2,231	96.9	△1,981	—
資本合計	89,834	101.6	75,323	100.8	10,982	94.4
負債資本合計	138,752	98.7	110,850	100.3	11,664	94.2

(2) 決算額の推移

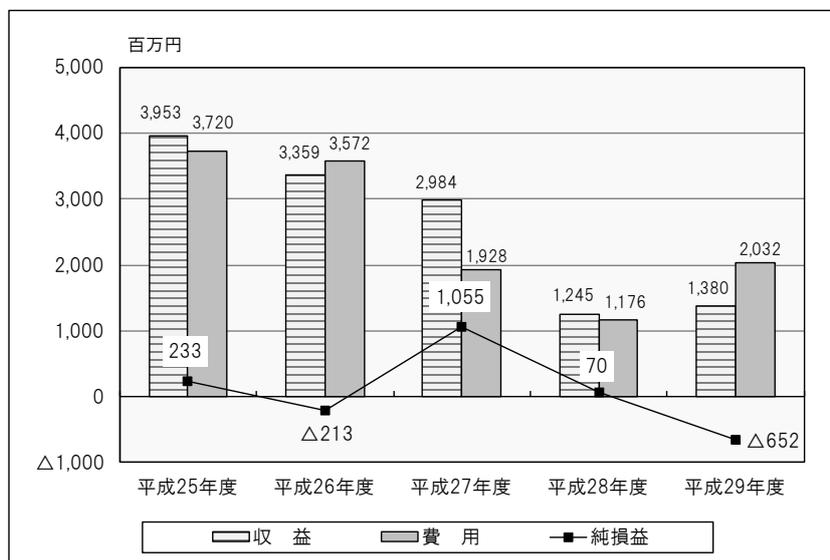
ア 水道事業



イ 工業用水道事業

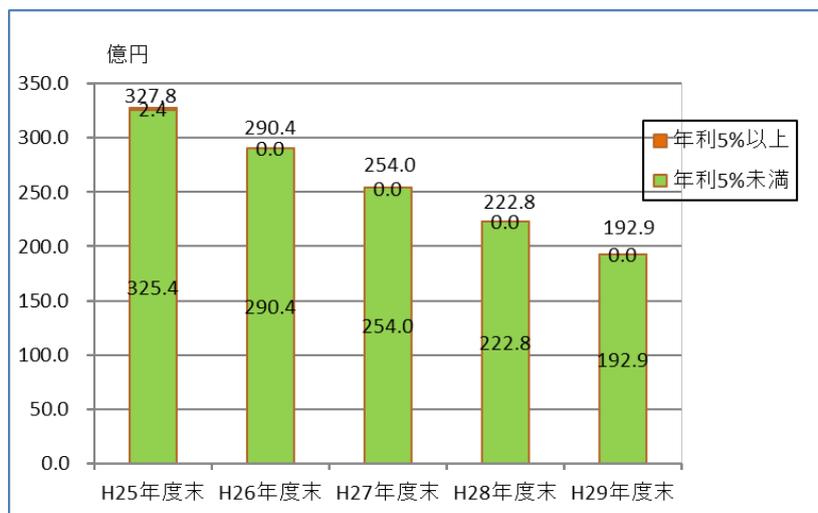


ウ 電気事業

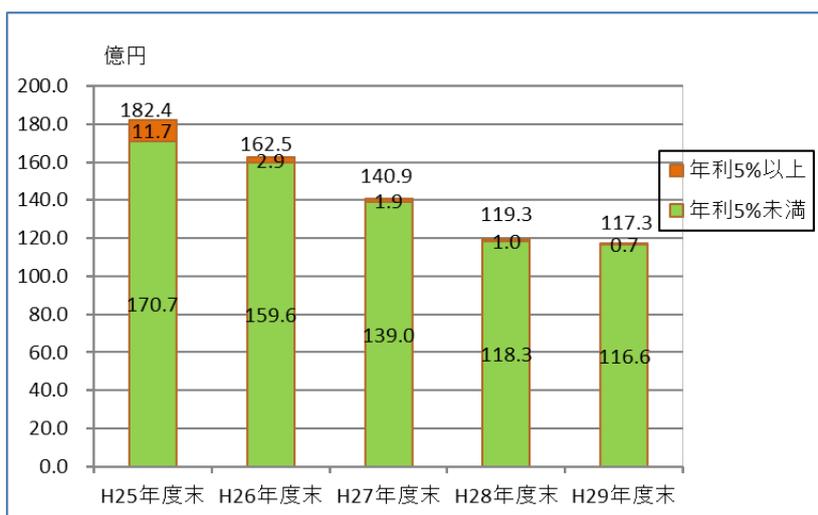


(3) 長期債務残高の推移

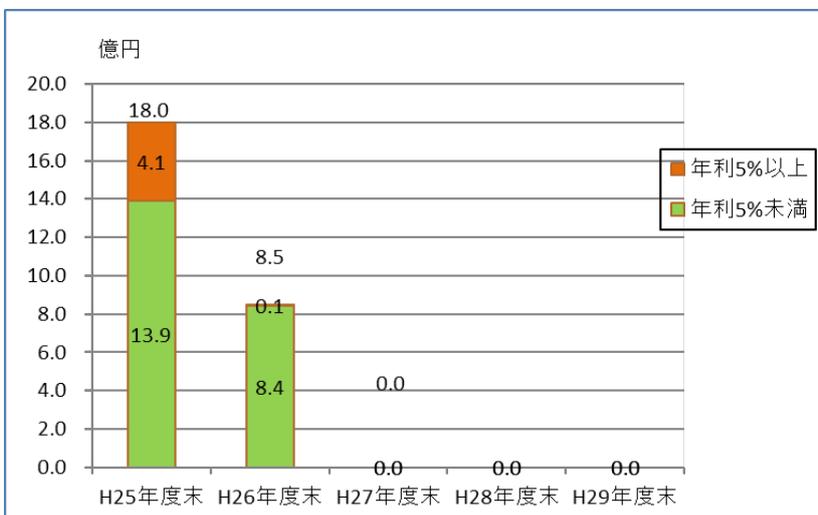
ア 水道事業



イ 工業用水道事業



ウ 電気事業



II 三重県企業庁経営計画の概要

第1章 策定の趣旨

1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定したものです。

2 計画の位置づけ

三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

3 計画期間

今後30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画としています。

第2章 経営の基本

1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

3 ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

4 経営にあたっての行動基軸

- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

○水道用水供給事業

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開																																																																																																																																										
<p>【現状】 (事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営 県内29市町のうち18市町に水道用水を供給 給水能力は日量429,366m³で、県全体の水道使用量の約28%を供給 <p>(給水量・料金の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水量実績は減少傾向で推移 施設利用率は全体で約46% 内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 給水原価は、全国平均と比較すると高い状態 <p>(施設管理・整備の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転監視等の業務を個別に民間委託 浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進 <p>(水質管理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化 <p>(財務の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし 計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少 自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保 <p>【今後の見通しと課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応 南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや設備の老朽化に伴う更新需要への対応 人口減少に伴う水需要が減少する一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続 	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標																																																																																																																																	
	ア 安全でおいしい水の供給	(ア) 適切な水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質試験結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施 	現状値 H28	目標値 H38																																																																																																																																							
		(イ) 水質管理の強化 (管理目標値の設定)	<ul style="list-style-type: none"> 県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 水質基準適合率 (%) 100 総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%) 100 カビ臭物質*の管理目標値達成度 (%) 100 	100	100																																																																																																																																						
		(ウ) 浄水処理施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 水源水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、活性炭処理設備を整備することで浄水処理機能を強化 平成27年度に改定された水質基準への対応として、大里浄水場に凝集沈澱池を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 臭気強度の管理目標値達成度 (%) 100 	100	100																																																																																																																																						
	イ 強靱な水道の構築	(ア) 耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、計画的に耐震化 耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して耐震管に布設替え 	現状値 H28	目標値 H38																																																																																																																																							
		(イ) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> 電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の耐震化率 (%) 10.2 管路の耐震適合率 (%) 62.1 設備の更新率 (%) - 	10.2	51.0	62.1	67.7																																																																																																																																				
		(ウ) 施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 給水障害発生件数 (件) 0 	0	0																																																																																																																																						
	ウ 健全な事業運営の持続	(ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践 																																																																																																																																									
		(イ) 施設規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置等により再構築 	現状値 H28	目標値 H38																																																																																																																																							
		(ウ) 広域連携	<ul style="list-style-type: none"> 受水市町等と検討体制を構築し、人材育成に関する連携や施設の共同化等、事業統合に限らず将来の合理的な運営方法などを検討 	<ul style="list-style-type: none"> 給水原価 (円/m³) 110.4* 	110.4*	115.0																																																																																																																																						
(エ) 料金制度の最適化		<ul style="list-style-type: none"> 県が供給する水道用水の利用促進につながる使用料金の設定、超過料金の廃止など、料金体系の見直しについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 (%) 102.3* 	102.3*	100以上																																																																																																																																							
(オ) 官民連携		<ul style="list-style-type: none"> 更なる効率的な事業運営と民間活力の導入をめざし、民間委託の契約期間の長期設定や、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用 																																																																																																																																										
投資・財政計画 (収支計画)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="11">区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収益的 収 支</td> <td>収 益</td> <td>8,847</td> <td>8,807</td> <td>8,798</td> <td>8,780</td> <td>8,786</td> <td>8,784</td> <td>8,782</td> <td>8,777</td> <td>8,766</td> <td>8,743</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>8,813</td> <td>8,694</td> <td>8,638</td> <td>8,475</td> <td>8,415</td> <td>8,453</td> <td>8,478</td> <td>8,505</td> <td>8,532</td> <td>8,510</td> </tr> <tr> <td>純損益</td> <td>34</td> <td>113</td> <td>160</td> <td>305</td> <td>371</td> <td>331</td> <td>304</td> <td>272</td> <td>234</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資本的 収 支</td> <td>収 入</td> <td>1,031</td> <td>1,435</td> <td>2,004</td> <td>2,743</td> <td>3,679</td> <td>2,684</td> <td>2,212</td> <td>3,165</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>6,226</td> <td>5,364</td> <td>6,803</td> <td>8,377</td> <td>6,531</td> <td>6,559</td> <td>6,271</td> <td>7,404</td> <td>4,147</td> <td>4,710</td> </tr> <tr> <td>うち建設改良費</td> <td>3,230</td> <td>2,989</td> <td>4,579</td> <td>6,475</td> <td>4,695</td> <td>4,745</td> <td>4,608</td> <td>5,914</td> <td>3,026</td> <td>3,801</td> </tr> <tr> <td>資本的収支差</td> <td>△5,195</td> <td>△3,929</td> <td>△4,799</td> <td>△5,634</td> <td>△2,852</td> <td>△3,875</td> <td>△4,059</td> <td>△4,239</td> <td>△4,095</td> <td>△4,658</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業債残高</td> <td>19,288</td> <td>16,913</td> <td>14,689</td> <td>12,788</td> <td>12,495</td> <td>12,042</td> <td>11,475</td> <td>12,391</td> <td>11,271</td> <td>10,361</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内部留保資金</td> <td>9,700</td> <td>9,558</td> <td>8,715</td> <td>7,216</td> <td>8,411</td> <td>8,602</td> <td>8,615</td> <td>8,561</td> <td>8,460</td> <td>7,863</td> </tr> </tbody> </table>													区分													H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	収益的 収 支	収 益	8,847	8,807	8,798	8,780	8,786	8,784	8,782	8,777	8,766	8,743	費 用	8,813	8,694	8,638	8,475	8,415	8,453	8,478	8,505	8,532	8,510	純損益	34	113	160	305	371	331	304	272	234	233	資本的 収 支	収 入	1,031	1,435	2,004	2,743	3,679	2,684	2,212	3,165	52	52	支 出	6,226	5,364	6,803	8,377	6,531	6,559	6,271	7,404	4,147	4,710	うち建設改良費	3,230	2,989	4,579	6,475	4,695	4,745	4,608	5,914	3,026	3,801	資本的収支差	△5,195	△3,929	△4,799	△5,634	△2,852	△3,875	△4,059	△4,239	△4,095	△4,658	企業債残高		19,288	16,913	14,689	12,788	12,495	12,042	11,475	12,391	11,271	10,361	内部留保資金		9,700	9,558	8,715	7,216	8,411	8,602	8,615	8,561	8,460	7,863
		区分																																																																																																																																										
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38																																																																																																																																	
収益的 収 支	収 益	8,847	8,807	8,798	8,780	8,786	8,784	8,782	8,777	8,766	8,743																																																																																																																																	
	費 用	8,813	8,694	8,638	8,475	8,415	8,453	8,478	8,505	8,532	8,510																																																																																																																																	
	純損益	34	113	160	305	371	331	304	272	234	233																																																																																																																																	
資本的 収 支	収 入	1,031	1,435	2,004	2,743	3,679	2,684	2,212	3,165	52	52																																																																																																																																	
	支 出	6,226	5,364	6,803	8,377	6,531	6,559	6,271	7,404	4,147	4,710																																																																																																																																	
	うち建設改良費	3,230	2,989	4,579	6,475	4,695	4,745	4,608	5,914	3,026	3,801																																																																																																																																	
	資本的収支差	△5,195	△3,929	△4,799	△5,634	△2,852	△3,875	△4,059	△4,239	△4,095	△4,658																																																																																																																																	
企業債残高		19,288	16,913	14,689	12,788	12,495	12,042	11,475	12,391	11,271	10,361																																																																																																																																	
内部留保資金		9,700	9,558	8,715	7,216	8,411	8,602	8,615	8,561	8,460	7,863																																																																																																																																	

○工業用水道事業

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開														
<p>【現状】 (事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営 平成28年度当初で県内93社106工場に工業用水を供給 最大給水能力は日量911,500m³で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給 <p>(給水量・料金の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水量実績は減少傾向で推移 平成28年度当初の契約率は、北伊勢86%、中伊勢60%、松阪100% 経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量が乖離 内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 <p>(施設管理・整備の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、その業務を民間委託し、平成21年度からは浄水場等の技術管理業務の包括的な民間委託を導入 浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進 取水困難な水源を廃止するなど施設規模を適正化 <p>(財務の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし 計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少 自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保 <p>【今後の見通しと課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや施設の老朽化に伴う更新需要への対応 施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続 	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標					
	ア 強靱な工業用水道の構築	(ア) 耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋を耐震化 老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化 	現状値 H28	目標値 H38											
		(イ) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> 漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え 老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の耐震化率(%) 制水弁の更新率(%) 管路の耐震適合率(%) 	28.0	100	-	100	60.6	66.9						
		(ウ) 施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 設備の更新率(%) 給水障害発生件数(件) 	-	100	-	100	1	0						
	イ 健全な事業運営の持続	(ア) 的確な水需要の予測	<ul style="list-style-type: none"> 既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測 予測した水需要は、施設改良計画などに反映 										現状値 H28	目標値 H38		
		(イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践 										<ul style="list-style-type: none"> 給水原価(円/m³) 	30.1*	35.4	
		(ウ) 施設規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 漏水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討 										<ul style="list-style-type: none"> 年間給水量(百万m³) 	203*	213	
		(エ) 料金制度の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討 										<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率(%) 	109.3*	100以上	
		(オ) 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場等の技術管理業務の包括的な委託について、導入効果を検証しながら委託期間や委託内容の拡充などを検討 										*給水原価、年間給水量、経常収支比率の現状値はH27実績値			
	投資・財政計画(収支計画)		区分													
(注)		H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36 H37 H38														
(単位:百万円)		収益的	収益	5,641	5,617	5,751	5,800	6,109	6,101	6,094	6,087	6,082	6,103			
		費用	費用	5,610	5,616	5,747	5,779	6,082	6,081	6,056	6,063	6,074	6,067			
		純損益	純損益	31	1	4	21	27	20	38	24	8	36			
		資本的	収入	3,407	4,116	5,826	4,765	2,458	2,565	1,820	2,278	1,584	1,651			
		支出	支出	7,306	7,219	8,415	7,423	5,102	5,283	4,546	5,067	4,313	4,398			
		うち建設改良費	うち建設改良費	5,201	5,953	7,168	6,322	4,079	4,364	3,633	4,141	3,333	3,354			
		資本的収支差	資本的収支差	△3,899	△3,103	△2,589	△2,658	△2,644	△2,718	△2,726	△2,789	△2,729	△2,747			
		企業債残高	企業債残高	12,824	15,221	19,165	22,241	23,202	24,374	24,841	25,717	25,889	26,074			
		内部留保資金	内部留保資金	6,806	6,240	6,386	6,492	6,633	6,763	6,897	7,043	7,183	7,314			

○電気事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																																																	
<p>【現状】 (事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力発電事業は民間譲渡し、RDF焼却・発電事業を主体とした電気事業を運営 RDF焼却・発電事業の事業期間は平成32年度末まで 県内5団体(12市町)で製造されたRDFを燃料として、発電した電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給 三重ごみ固形燃料発電所の処理能力は日量240トン、発電出力は12,050kW <p>(RDF受入量・供給電力量の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF受入量は年間4万5千トン程度 供給電力量は年間約5万MWh <p>(施設管理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF貯蔵槽爆発事故後に維持管理体制を見直し、施設の総点検及び改修を行うとともに危機管理マニュアル等を整備 新たな貯蔵施設を整備し、安全の確保に万全を期した運転管理を実施 <p>(財務の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 損益は、RDF焼却・発電事業の開始から赤字が続いていたが、処理委託料の改定や再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用などにより、平成24年度から黒字化 <p>【今後の見通しと課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までの事業期間において、引き続き三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先にした事業運営 RDF焼却・発電事業を円滑に終了し、あわせて電気事業を清算 	経営目標	経営目標達成に向けた取組				成果指標																																												
	ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転	(ア) 安全・安定運転の取組	<ul style="list-style-type: none"> RDF製造団体等の関係者と連携し、RDFの品質管理の徹底とRDF焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理 地元住民の方々との信頼関係を確保しながら確実に安全・安定運転 				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 H28</th> <th>目標値 H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・RDF外部処理委託量(t)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・電気事故件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 H28	目標値 H32	・RDF外部処理委託量(t)	0	0	・電気事故件数(件)	0	0																																		
		現状値 H28	目標値 H32																																															
・RDF外部処理委託量(t)	0	0																																																
・電気事故件数(件)	0	0																																																
(イ) RDF焼却・発電事業の終了への対応	(イ) RDF焼却・発電事業の終了への対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末のRDF焼却・発電事業の終了に伴う課題を整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了 事業終了後に、関係部局と連携し事業を総括 																																																
(ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ	(ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 施設撤去などの残務処理、電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについて関係部局と協議 																																																
<p>投資・財政計画(収支計画)</p> <p>(単位:百万円)</p> <p>(注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・端数処理のため合計が合わない場合があります。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収益的収支</td> <td>収益</td> <td>1,362</td> <td>1,223</td> <td>1,234</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>2,417</td> <td>2,199</td> <td>2,194</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>純損益</td> <td>△1,055</td> <td>△977</td> <td>△960</td> <td>△1,029</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資本的収支</td> <td>収入</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資本的収支差</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>企業債残高</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>内部留保資金</td> <td>8,648</td> <td>8,068</td> <td>7,674</td> <td>7,052</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H29	H30	H31	H32	収益的収支	収益	1,362	1,223	1,234	839	費用	2,417	2,199	2,194	1,868	純損益	△1,055	△977	△960	△1,029	資本的収支	収入	500	500	500	400	支出	-	-	-	-	資本的収支差	500	500	500	400	企業債残高	-	-	-	-	内部留保資金	8,648	8,068	7,674	7,052		
区分	H29	H30	H31	H32																																														
収益的収支	収益	1,362	1,223	1,234	839																																													
	費用	2,417	2,199	2,194	1,868																																													
	純損益	△1,055	△977	△960	△1,029																																													
資本的収支	収入	500	500	500	400																																													
	支出	-	-	-	-																																													
	資本的収支差	500	500	500	400																																													
企業債残高	-	-	-	-																																														
内部留保資金	8,648	8,068	7,674	7,052																																														

○各事業共通の展開（各事業の展開を支える取組）

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																		
<p>【現状】 （経営基盤強化のための取組） ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置 ・専門研修や訓練、OJTの実施による人材育成や技術継承 ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化 ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理 ・IS09001を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上</p> <p>（地域社会との信頼構築のための取組） ・情報提供とコミュニケーションのためのイベントの実施やユーザーとの定期的な協議 ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放などの地域貢献 ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮</p> <p>【今後の見通しと課題】 ・事業規模の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承 ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応 ・事業を取り巻く環境が変化する中で、地域社会との信頼構築</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組	活動指標																
	ア 経営基盤の強化	(ア) 組織・定員・給与・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟で効率的・効果的な組織の整備 業務量に応じた適正な定員管理 職員の給与について適切な制度管理 「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理 	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>現状値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H38</td> </tr> <tr> <td>・企業庁専門研修開催時間数（時間）</td> <td>65</td> <td>65以上</td> </tr> <tr> <td>・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）</td> <td>76</td> <td>70以上</td> </tr> <tr> <td>・資金運用状況※（％）</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> </table> <p>※資金運用状況： 年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利</p>		現状値	目標値		H28	H38	・企業庁専門研修開催時間数（時間）	65	65以上	・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76	70以上	・資金運用状況※（％）	100以上	100以上
			現状値		目標値														
			H28		H38														
		・企業庁専門研修開催時間数（時間）	65		65以上														
		・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76		70以上														
	・資金運用状況※（％）	100以上	100以上																
	(イ) 人材育成・技術継承	<ul style="list-style-type: none"> 職務遂行上必要な専門的知識や危機管理意識、経営感覚を身につけ、事業環境の変化に対応し的確に課題を解決できる人材を育成 企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、OJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承 																	
(ウ) 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインを担う事業者として安全・安定供給を行っていくための危機管理を推進 																		
(エ) 資金・資産の管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> 資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用 																		
(オ) 経営の品質向上	<ul style="list-style-type: none"> トップマネジメントによる経営の品質管理や業務の継続的改善により顧客満足につながる質の高いサービスを提供 AIやデータ分析に基づく予知保全など新たなICTの技術動向を注視するとともに、今後の活用についても検討 これまで培ってきた技術・ノウハウを生かした新たな事業展開など、時代の要請に応じた経営について検討 																		
イ 地域社会との信頼構築	(ア) 情報提供とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすことで県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感を醸成するための積極的な情報提供 県民やユーザーとの対話による相互理解 	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>現状値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H38</td> </tr> <tr> <td>・イベントを通じた情報発信対象人数（人）</td> <td>1,104</td> <td>1,100以上</td> </tr> <tr> <td>・施設見学受入れ件数（件）</td> <td>122</td> <td>120以上</td> </tr> <tr> <td>・コピー用紙使用量※（％）</td> <td>+1.6</td> <td>△5</td> </tr> </table> <p>※コピー用紙使用量：H27使用量を基準とした削減率</p>		現状値	目標値		H28	H38	・イベントを通じた情報発信対象人数（人）	1,104	1,100以上	・施設見学受入れ件数（件）	122	120以上	・コピー用紙使用量※（％）	+1.6	△5	
		現状値		目標値															
		H28		H38															
	・イベントを通じた情報発信対象人数（人）	1,104		1,100以上															
・施設見学受入れ件数（件）	122	120以上																	
・コピー用紙使用量※（％）	+1.6	△5																	
(イ) コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進 																		
(ウ) 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設の開放など、地域貢献を継続 																		
(エ) 環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活用など環境に配慮した事業活動を推進 																		

第5章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善
 事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

Ⅲ 各事業の平成30年度進捗状況

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

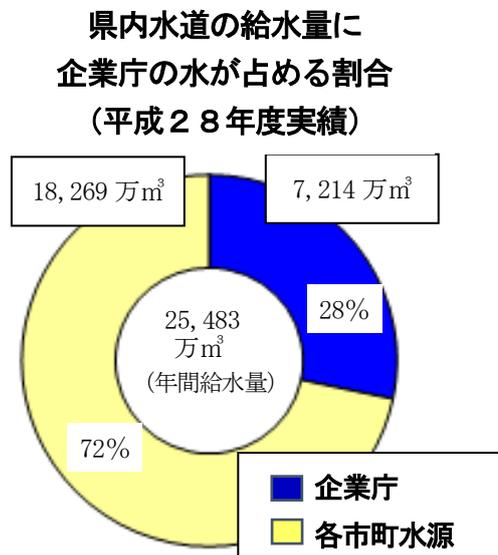
本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

平成31年2月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366m³となっています。

平成28年度の企業庁の給水量は7,214万m³で、県全体の給水量2億5,483万m³の28%を占めています。

(平成29年度の企業庁の給水量は7,455万m³)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。現行の料金は、平成27年4月1日に改定を行っています。(原則、5年ごとに改定)

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m³・月)」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m³)」を乗じて得た金額

料金表 (平成31年2月1日現在)

	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金 の料率 (円/m ³ ・月)	700	1,710	2,300	2,490	980	780
使用料金 の料率 (円/m ³)	39	39	39	39	39	39

水道事業の概要【営業関係】

(平成31年2月1日現在)

事業名	水源 ＜浄水場＞	計画 目標 年度	給水対象市町及び基本水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川用水系	S60	四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52. 3. 28 全部給水: S54. 4. 1
	北勢系 三重用水系	H12	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3. 4. 1 全部給水: H8. 4. 1
	北勢系 長良川水系	H30	四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13. 4. 1 一部給水: H21. 7. 1 全部給水: H23. 4. 1
	中勢系 雲出川水系	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46. 6. 4 一次拡張: S56. 4. 1
	中勢系 長良川水系	H30	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10. 4. 1
南勢志摩水道用水供給事業	榑田川 (蓮ダム) ＜多気＞	H32	伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62. 5. 1 全部給水: H27. 4. 1
合 計			18市町	429,366	

水道事業の概要【確保水源】

(平成31年2月1日現在)

水 源	計画給水量(m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43～ 平成6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
榑田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46～ 平成3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額。

(3) 経営目標及び平成30年度の取組状況

ア 経営目標：安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズも踏まえた安全でおいしい水の供給をめざします。

※ 「三重県企業庁経営計画」において、「おいしい水」とは塩素臭が少なく異臭のない水としています。

[経営目標達成に向けた取組]

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国の水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化します。

これまで、近年の水質悪化による異臭や、河川への油流出事故等の発生時に、適切な水処理が行えるよう、水沢浄水場、多気浄水場、高野浄水場、播磨浄水場に活性炭処理設備を順次整備してきました。

また、平成27年4月からの水質基準の改定（ハロ酢酸類の基準値強化）に対応するため、本年度から、大里浄水場の沈澱池等築造工事に着手しており、その中で活性炭処理設備も整備する予定です。

[平成30年度の取組状況]

本年1月末時点において、経営目標である「安全でおいしい水の供給」の全ての成果指標で目標値を達成しています。

なお、「平成30年7月豪雨」においては、播磨浄水場などへ高濁度の原水が流入し、カビ臭物質の濃度上昇も懸念される状況となりましたが、職員による24時間体制での厳しい水質管理のほか、昨年度に導入した活性炭処理設備を稼働させたことなどにより、目標値を達成することができました。

[成果指標]

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H38 目標値
安全でおいしい水の供給	水質基準適合率 (%)	100	100	100
	総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%)	100	100	100
	カビ臭物質の管理目標値達成度 (%)	100	100	100
	臭気強度の管理目標値達成度 (%)	100	100	100

【成果指標の説明】

- ・水質基準適合率
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合
- ・総トリハロメタンの管理目標値達成度
水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合
- ・カビ臭物質の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合
- ・臭気強度の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値 3 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2 以下」を達成した割合

イ 経営目標：強靱な水道の構築

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

[経営目標達成に向けた取組]

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

平成27年6月に公表された「水道の耐震化計画等策定指針」(厚生労働省)に基づき、受水水道事業における応急復旧作業に必要な用水を供給するため、被災後の応急復旧期間の目標を5日以内としています。

b 主要施設

浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえ、平成27年度から平成29年度にかけて耐震詳細診断を実施しています。その結果に基づき、効率的・効果的な補強方法等を検討のうえ、耐震化を計画的に推進します。

c 管路

管路については、総延長約430 kmのうち、耐震性を有しない管路約160 kmの中でも特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先し、今後10年間で約23.9 kmの管路を耐震管へ布設替えなどを進めます。



耐震管への敷設替え状況

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新を行い、トータルコストを削減していく必要があります。このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っていきます。



ポンプ設備の分解点検状況

b 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、今後10年間で157設備を見込んでおり、引き続き定期的な点検整備に取り組み、水需要の動向などに注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めます。



送水ポンプ所の直流電源設置状況
(平成29年度更新)

[平成30年度の取組状況]

主要施設である浄水場の浄水処理施設については、平成27年度から平成29年度にかけて耐震詳細診断を実施した結果、全5浄水場（49施設）のうち4浄水場（播磨、水沢、大里、多気）のすべての浄水処理施設（37施設）について、耐震性を有することが判明しました。

このため、耐震化が必要な浄水場の浄水処理施設は、高野浄水場の12施設のうち6施設のみとなったことから、現在、この6施設の耐震補強基本設計を実施しています。

管路については、布設替工事を約1.9km実施しています。

設備の更新については、老朽化対策として浄水場のポンプ設備や受変電設備など、16設備の更新工事を実施しています。

なお、本年度1月末までの間において、送水管からの漏水が1件発生しましたが、給水を継続しつつ管路外面からの復旧作業が可能であったことなどから、給水障害は発生していません。

【耐震化計画の見直し】

経営計画策定時においては、人命や社会的に重大な被害を及ぼすおそれの高い浄水場の浄水処理施設の耐震化を優先して実施する計画としていました。

昨年度末に判明した浄水処理施設の耐震詳細診断の結果を踏まえ、より早期に耐震化を進めるべく、浄水処理工程に必要な排水処理施設、災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池及び管路について、耐震化計画の見直しを進めています。

① 浄水場の浄水処理施設

当初、耐震化を要する高野浄水場の6浄水処理施設（ブロック形成池2施設、沈澱池2施設、ろ過池2施設）については、平成39（2027）年度以降に耐震化を完了する予定としていましたが、これを前倒しすることとし、平成37（2025）年度までに耐震化を完了させることを検討しています。

平成30年度は、これら6浄水処理施設に係る耐震補強基本設計を実施しています。

② 浄水場の排水処理施設

当初、浄水場の排水処理施設の耐震化については、浄水処理施設の耐震化完了後の平成39（2027）年度以降に着手することとしていましたが、浄水処理施設の耐震化が不要な浄水場単位で排水処理施設の耐震化を前倒しすることとし、処理工程を考慮して、排水池、排泥池、濃縮槽の順に耐震化を進めることを検討しています。



高野浄水場（津市）



多気浄水場（多気町）

③ 調整池

当初、調整池の耐震化については、排水処理施設と同様、浄水場の浄水処理施設の耐震化完了後に着手することとしていましたが、浄水処理施設の耐震化が不要な浄水場の系統単位で調整池の耐震化を前倒しすることとし、応急給水拠点としての重要度を考慮して、貯水容量の規模の順に耐震化を進めることを検討しています。

平成30年度は、蓮花寺調整池（5,000 m³×2池）及び多気調整池（4,000 m³×2池）耐震詳細診断に着手しています。



蓮花寺調整池（桑名市）



多気調整池（多気町）

④ 管路

当初、管路の耐震化については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路約160kmを対象とし、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmを優先して布設替工事を実施することとしていましたが、これに加えて、布設後40年以上を経過した管路（約6.5km）の耐震化の前倒しを検討しています。

【成果指標】

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H38 目標値
強靱な水道 の構築	浄水場の耐震化率 (%)	10.2 ※1	87.8	(100 ※2) 51.0 ※1
	管路の耐震適合率 (%)	63.2	63.4	(69.1 ※3) 67.7
	設備の更新率 (%)	17.8	20.4	100
	給水障害発生件数 (件)	0	0	0

※1： 三重県企業庁経営計画策定当時は、耐震詳細診断（平成27年度～平成29年度）を実施中であったことから、平成30年度及び平成38年度目標値を暫定値として設定した。

※2： 耐震詳細診断により、全49施設のうち43施設で耐震性を有することが判明した。この結果、平成30年度見込値は、87.8%となり、暫定値としていた平成38年度目標値の51.0%を上回ることから、平成30年度中に平成38年度目標値の見直しを（ ）書きのとおり行う予定。

※3： 管路の耐震化を早期に進めるため、布設後40年以上を経過し、耐震性の低い継手を有する管路等の耐震化の前倒しを行うこととし、平成30年度中に平成38年度目標値の見直しを（ ）書きのとおり行う予定。

【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・管路の耐震適合率
管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率
計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は157設備
- ・給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数。
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民への給水に支障がない場合は給水障害としない。

ウ 経営目標：健全な事業運営の持続

給水人口や給水量が減少することが見込まれる将来においても、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

[経営目標達成に向けた取組]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざすため、アセットマネジメント手法^{注)}による中長期的な視点を持った資産管理の実践や、施設規模の適正化、広域連携などについて検討していきます。

注) アセットマネジメント手法とは、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月 厚生労働省)」に基づき、今後40年度程度の水需要、施設更新の需要及び財政収支の見通しを行い、計画的・効率的な水道施設の改築や維持管理、資金確保を進めるものです。

[成果指標]

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H38 目標値
健全な事業 運営の持続	給水原価(円/m ³)	112.7	110.7	115.0
	経常収支比率(%)	100 以上	100 以上	100 以上

【成果指標の説明】

・給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用

{経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

・経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

2 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

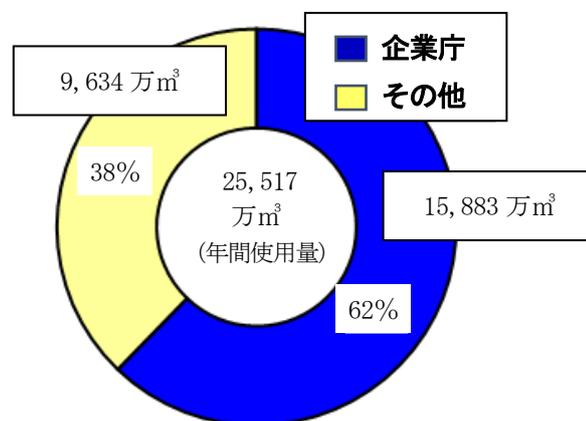
平成31年2月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m³で、県内の90社103工場に工業用水を給水しています。

平成28年の企業庁の給水量は1億5,883万m³で、県全体の工業用水使用量^注2億5,517万m³の62%を占めています。

(平成29年の企業庁の給水量は1億6,086万m³)

注) 県全体の工業用水使用量は、最新の平成28年経済センサス調査(経済産業省)より引用。

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(平成28年実績)



工業用水道事業の概要

(平成31年2月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	69社80工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	745,670	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	14社16工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,370	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榎田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		90社103工場		(1,088,500) 911,500	798,540			(14,699,936) 69,255,243

※給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。

※給水区域は現在給水している区域を示す。

※中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成31年2月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道料金については、事業ごとに設定しており、平成27年度に見直した結果、平成28年度から5年間の料金を3事業とも据え置きました。

その後、中伊勢工業用水道事業においては、工場撤退等により契約水量が大幅に減少（約3割減）したことから、当該事業の円滑な維持運営を図るため、平成30年4月から料金を改定しました。

基本料金・・・「基本使用水量 (m³/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「使用水量 (m³/日)」(基本使用水量から休止水量^注を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

料金表 (平成31年2月1日現在)

(単位:円/m³)

		基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業		14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	改正前	21.3	1.9	46.4
	改正後	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業		14.9	1.1	32.0

(3) 経営目標及び平成30年度の取組状況

ア 経営目標：強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

[経営目標達成に向けた取組]

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

大規模地震による被災後の工場の操業について、水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始され则认为られることや、阪神・淡路大震災での工業用水道の復旧状況を踏まえて、被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内としています。

b 主要施設

南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、主要施設である浄水場などの耐震化を進め、これまで、千本松原取水所、野代導水ポンプ所、沢地浄水場の耐震化が完了し、現在、山村浄水場の耐震化工事に取り組んでいます。



山村浄水場耐震化工事施工状況（全景）
（四日市市）



山村浄水場耐震化工事施工状況（沈殿池築造）
（四日市市）

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくには、的確に維持管理・更新を行い、トータルコストを縮減していく必要があります。このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っていきます。

b 管路

管路総延長約350kmのうち老朽化した管路の中でも特に重要度の高い主要幹線などを中心に、平成29年度から平成38（2026）年度までの10年間で約22.1kmの管路の更新、69基の制水弁の取替えを計画しています。



φ1200 配水管シールド工事状況
(四日市市羽津町地内)



φ800 制水弁工事・不断水工設置状況
(四日市市楠町地内)

c 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から平成38（2026）年度までの10年間で129設備を見込んでおり、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断し、更新しています。

[平成30年度の取組状況]

主要施設である浄水場の浄水処理施設については、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25施設のうち、18施設（伊坂、山村）の耐震化を実施することとし、既に耐震化の完了した沢地浄水場の7施設と合わせ、経営計画の期間内に全施設の耐震化を完了することとしています。

また、管路については、総延長約350kmのうち耐震適合性のない管路約138kmを対象として、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に、経営計画の最終年度（平成38年度）までに約22.1kmを優先して耐震化を実施することとしています。

なお、本年度1月末までの間において、配水管からの漏水が3件発生しましたが、別系統の配水管からの給水に切り替えたことや、給水を継続しつつ管路外面からの復旧作業を行ったことから、給水障害は発生していません。

① 浄水場の浄水処理施設

耐震化が必要な浄水処理施設18施設のうち、山村浄水場の5施設については、平成28年度から工事に着手し、平成32（2020）年度の完成に向けて耐震化工事を実施しています。

② 管路

管路については、約0.9kmの布設替えを実施しています。制水弁については、更新対象数69基のうち、15基を更新しています。

③ 設備

全129設備のうち、老朽化対策として遠方監視制御装置の取替えなど、7設備の更新工事を実施しています。

[成果指標]

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H38 目標値
強靱な工業用水道の構築	浄水場の耐震化率 (%)	28.0	28.0	100
	制水弁の更新率 (%)	18.8	18.8	100
	管路の耐震適合率 (%)	60.9	60.9	66.9
	設備の更新率 (%)	14.7	14.7	100
	給水障害発生件数 (件)	0	0	0

【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（25施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・制水弁の更新率
計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する制水弁数の割合
更新対象数は69基
- ・管路の耐震適合率
管路総延長（約350km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率
計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は129設備
- ・給水障害発生件数
企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーの操業に支障がない場合は給水障害としない。

イ 経営目標：健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

[経営目標達成に向けた取組]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、的確な水需要予測やアセットマネジメント手法による資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討していきます。

[成果指標]

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H38 目標値
健全な事業運営の持続	給水原価（円/㎥）	33.3	30.2	35.4
	年間給水量（百万㎥）	203	212	213
	経常収支比率（%）	100 以上	100 以上	100 以上

【成果指標の説明】

- 給水原価
有収水量1㎥を作るために要する費用
{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量
- 年間給水量
1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量
- 経常収支比率
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

3 電気・機械設備の停電対策（水道・工業用水道事業共通）

（1）経緯

昨年は、複数の台風が襲来し、広域的かつ長時間の停電に見舞われました。

主要施設である浄水場やポンプ所においては、各所で非常用予備発電設備が稼働し、浄水処理や給水を継続することができました。

なお、北伊勢工業用水道事業の千本松原取水所においては、9時間にわたり取水が停止する事態となりましたが、この際には、伊坂ダムや山村ダムの貯留水を活用するなど配水運用を工夫することにより、給水を継続することができました。

また、水道事業の受水市町との責任分界点である分水の一部においては、停電が長時間に及ぶことにより、無停電電源装置のバッテリー容量を超えることが想定されたため、中央監視室において、市町受水槽の水位や流量等の情報が監視できなくなる状況が発生する前に、可搬式発電機を配備することなどにより、給水を継続することができました。

これまででも、大規模災害の発生に伴う停電に備え、非常用電源及び燃料の確保等に取り組んできたところですが、今回の長時間の停電を踏まえ、既存の電気・機械設備を検証し、停電対策の見直しを進めています。

（2）停電対策の見直し状況

ア 非常用予備発電設備

非常用予備発電設備の燃料貯蔵タンクの容量については、厚生労働省の水道施設の技術的基準を定める省令に適合するガイドラインとして社団法人日本水道協会が制定している水道施設設計指針により、当庁においては、水道・工業用水道事業ともに「災害時において概ね24時間分程度の燃料を貯蔵する」こととしています。

今回の長時間の停電を踏まえ、既存の非常用予備発電設備（32箇所）の燃料貯蔵タンクの容量、燃料消費率等について検証しています。



非常用予備発電設備



燃料貯蔵タンク

イ 分水等の無停電電源装置

今回の長時間の停電を踏まえ、水道事業における分水等の無停電電源装置（68箇所）のバッテリー容量など既存設備の状況を検証し、必要に応じて、バッテリーの増設等を検討しています。



分水施設（分水建屋左側 市町受水槽右奥）



無停電電源装置

（3）今後の対応

今後も、台風や豪雨等の自然災害に伴う長時間の停電が想定されるため、引き続き、停電対策について検討するとともに、順次、設備の整備を進めていくこととします。

【平成31年度の主な取組】

- ① 非常用予備発電設備の機器更新については、2箇所を工事着手予定。
- ② 水道事業における分水等の無停電電源装置の更新については、12箇所を工事着手予定。

4 電気事業（RDF焼却・発電事業）

（1）運営状況

ア 概要

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、平成14年12月から企業庁が運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修及び危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、安定的にRDFを処理するため貯蔵施設を新たに整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

RDF焼却・発電事業の事業期間は、事業に参画する市町及び三重県で構成する三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）での協議により平成32（2020）年度末までとしていましたが、平成30年7月19日に開催された協議会総会において、「製造団体は、平成31（2019）年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」こと等が決議されました。

これに伴い、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、平成31（2019）年9月を軸に終了することとなります。

（参考1）発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

（参考2）RDF製造市町（5団体12市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	—
紀北町	—

イ 焼却・発電施設の運用

ボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、RDF受入検査、設備の定期点検（ボイラ年3回）及び法に基づく定期事業者検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど、安全確保に取り組んでいます。

RDFの焼却により発電した電力は、桑名広域清掃事業組合及び電気事業者に供給しており、これは一般家庭約1万5千世帯の1年間の使用電力量に相当します。

（平成29年度実績）RDF処理量：45,692 t（日平均 約125t）

供給電力量：4,943万9千kWh

(ア) 運転等管理業務委託

焼却・発電施設の運転等管理業務については、富士電機株式会社に委託しています。

(イ) 電力の売電

三重ごみ固形燃料発電所で発電した電力は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度を活用して、売電を行っています。

【平成30年度売電先】

- ・バイオマス分 …… 中部電力株式会社
- ・非バイオマス分 …… ゼロワットパワー株式会社



RDF焼却・発電施設
(桑名市)

ウ 貯蔵施設の運用

(ア) 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵しています。

RDF貯蔵時の異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるように「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行っています。

(イ) ボイラ定期点検時等の運用

2基のボイラは1基ごとに点検するため、点検期間中(約3週間)はボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理しています。なお、4年に1回のタービン定期事業者検査時は、ボイラが2基とも停止するため貯蔵能力を超えるRDFを外部処理しています。

(ウ) 運転等管理業務委託

貯蔵施設の運転等管理業務については、ヒッツ環境サービス株式会社に委託しています。

(参考3) RDF貯蔵施設(平成18年8月29日から運用開始)の概要

形式：屋内式開放型ピット方式

主要寸法：幅39.0m×長さ39.8m×高さ10.6m

最大貯蔵量：約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホップ)

主な安全対策設備：

○温度測定装置

- ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
- ・ホップ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホップ
- ・RDF表面温度計(赤外線2次元イメージセンサー)2基
- ・温湿度計 室内外各1基

- ガス濃度測定装置（一酸化炭素、メタン、水素、酸素）1式
- 常時換気設備（処理風量 250 m³/分）1基
- ピット内注水設備
 - ・防火水そう（200 m³）1基
 - ・防火ポンプ（100 m³/時間）1台



RDF 貯蔵施設
(桑名市)

(2) RDF 処理委託料

RDF 処理委託料の改定については、協議会の場で市町と協議を重ね、その都度合意を得ながら決定しています。

平成29年度から平成32（2020）年度までのRDF 処理委託料は、平成27年8月25日に開催された協議会総会で、14,145円/t（税抜き）とすることが決議されています。

(参考4)

【RDF 処理委託料の算出方法】

RDF 焼却・発電事業に参画する製造団体と県との間で締結された「RDF 焼却・発電事業に係る確認書」（平成26年1月17日）に従い、平成29年度以降の維持管理費用、各製造団体からのRDF 搬入量見込み及び発電電力の売電単価の動向などを踏まえて検討した収支計画から算出

【平成29年度から平成32（2020）年度の収支計画の概要（平成29年3月時点）】

RDF 搬入量見込み 166,136 トン

収支見込み

収入 約33億円（売電収入、処理委託料収入（収支均衡単価分）等）

支出 約79億円（委託料、修繕費、人件費等）

収支不足見込額 約46億円・・・（関係市町と県が半分ずつ負担）

(3) 経営目標及び平成30年度の取組状況

ア 経営目標：三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転

今後も三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を確実に行っていきます。

RDF焼却・発電事業の終了に向けて、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了させます。

RDF焼却・発電事業終了後の電気事業会計の清算に向けて取り組みます。

[経営目標達成に向けた取組]

(ア) 安全・安定運転の取組

RDF製造団体、RDF焼却・発電施設等の管理業務受託事業者、学識経験者及び関係部局と連携し、RDFの品質管理の徹底とRDF焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理を行うとともに、地元住民の方々との信頼関係を確保しながら安全・安定運転を確実に行っていきます。

a 安全管理会議

発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」と、専門的、技術的知見からの検討を行うため学識経験者等で構成する「同技術部会」を開催し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映します。

b RDF品質管理

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行います。RDFの受入時には必ず受入検査（年間2,400回程度）を行うなど、環境生活部と連携しながら品質管理を徹底します。

c 地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を開催し、地域との調整や情報共有を行います。

また、発電所だより（月1回発行）により、定期的に地元住民の方々に発電所の運転状況等を報告します。

(イ) RDF焼却・発電事業の終了への対応

RDF焼却・発電事業の終了に伴う課題について整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了させます。

また、事業終了後に、関係部局と連携し事業の総括を行います。

(ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ

施設撤去などの残務処理、電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについて関係部局と協議を行います。

[平成30年度の取組状況]

(ア) 安全・安定運転の取組

法に基づき4年に一度実施するタービン定期事業者検査を行いました。

また、ボイラ点検を計画的に6回(1号ボイラ3回、2号ボイラ3回)実施し各部の点検及び補修を行っており、本年度1月末までの間において、電気事故(電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故)は発生していません。

なお、点検等による計画的なボイラ停止以外に、ボイラ内蒸気管からの漏水発生によりボイラを2回停止しましたが、RDF貯蔵施設の運用や製造団体との搬入調整によりRDFの外部処理は発生していません。

こうした発電所施設の点検、修理結果及びRDFの受入・保管状況について、平成30年10月に「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」及び「同技術部会」に報告し、発電所が適切に運転できていること、安全にRDFの貯蔵ができていることを確認していただきました。

今後も、「安全管理会議」及び「同技術部会」においてご意見をいただきながら、引き続き安全・安定運転を行ってまいります。

(イ) RDF焼却・発電事業の終了への対応

平成29年4月25日に開催された協議会総務運営部会において、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から15ヶ月間短縮され、平成31(2019)年12月末となる旨の説明がありました。同総務運営部会では、その対応について、平成29年度から30年度にかけて、延べ10回にわたり検討を行いました。

その検討結果を踏まえ、平成30年7月19日に協議会総会が開催され、「製造団体は、平成31(2019)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」こと等が決議されました。

これに伴い、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、平成31(2019)年9月を軸に終了することとなります。

(ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ

平成31(2019)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入が終了することを踏まえ、施設撤去などについて、関係部局と協議を進めています。

[成果指標]

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値	H32 目標値
三重ごみ 固形燃料 発電所の 安全・安定 運転	RDF外部処理委託量 (t)	0	0	0
	電気事故件数 (件)	0	0	0

【成果指標の説明】

- ・ RDF外部処理委託量
 県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量
 ただし、タービン定期事業者検査に起因した外部処理量を除く。
- ・ 電気事故件数
 電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故（死傷事故、火災事故、破損事故
 など）の発生件数

RDF 焼却・発電事業に関する決議

RDF 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への RDF の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した RDF 焼却・発電事業に係る確認書(以下「確認書」という。)及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への RDF の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、RDF の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 RDF の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の RDF 処理委託料(14,145 円/t(税抜))を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、RDF の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト RDF に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。

平成29年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要

1 開催概要

(1) 日 時 平成30年2月8日(木) 10:00～11:40

(2) 場 所 プラザ洞津 3階 紅葉の間

(3) 出席者

ア 懇談会構成員(50音順、敬称略)

朝日 幸代 (国立大学法人三重大学 人文学部 法律経済学科 教授)

齋藤 幸久 (ヤマモリ株式会社 生産本部 松阪工場 工務部 工務課長)

佐藤 誠 (松阪市上下水道部 上下水道事業管理者)

土田 繁 (土田会計事務所 代表)

豊田 由紀美 (Y's建築設計事務所 代表)

中村 正幸 (KHネオケム株式会社 四日市工場 総務部 総務課長
兼 本社監査室マネージャー)

イ 企業庁

企業庁長、副庁長、次長、企業総務課長、財務管理課長、水道事業課長、
工業用水道事業課長、電気事業課長、機電管理監、RDF発電監

(4) 議 事

1) 事業概要等説明

①三重県企業庁の概要

②三重県企業庁経営計画の概要

③各事業の平成29年度進捗状況

2) 意見交換

2 平成29年度懇談会でのご意見に対する考え方・取組状況

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	内部留保資金は今後どのように活用していくのか。	喫緊の課題である施設の耐震化と老朽化対策に活用し、中長期的に料金への影響をできるだけ抑制していきたい。
2	耐震補強設計等の妥当性はどのようにチェックしているのか。	耐震詳細診断の結果に応じて、基本設計にて経済性やより良い工法などを検討し、詳細設計にて積算を行う予定である。各段階で担当者、担当課長でしっかりとチェックしていく。
3	管路等の更新の際、経過年数だけでなく、周辺の環境等も考慮して優先順位を立てることで、より事故などの未然防止に繋がるのではないかと。	例えば管路については、経過年数だけでなく、地質状況なども加味しながら、更新計画を立てている。特に水道事業では、液状化が想定される区域に埋設されている管路の耐震化を優先的に実施していく予定である。

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
4	総トリハロメタンが独自に設定した管理目標値を超えたことに関連して、過去の事例やデータをもとに、モニタリングの頻度を設定するなど、予防的な対応をしてはどうか。	経営計画で定めたトリハロメタンの管理目標値は、水道法に基づく水質基準の2分の1と厳しい設定をしているため、水質管理に注意を払っていたが、浄水場出口から市町受水地点までの間に超過することとなった。これを踏まえて運用を強化している。
5	工業用水の給水実績は減少傾向で推移しているが、経営計画で平成38年度に向けて給水量が増加しているのはなぜか。	計画策定にあたり、工業用水の全ユーザーに水需要調査を実施した上で、その結果を精査し、平成29～38年度の10年間の水需要予測に反映したものである。
6	企業としては、工業用水が無ければ事業が継続できず、工業用水を安全・安定供給してもらうことが第一。次に、料金は下がるのがベストであるが、施設の耐震化や老朽化対策が必要となる中でも値上げは避けてほしい。そのために事業規模を縮小させてでも、企業庁が儲かるような取組に期待したい。	施設の耐震化や老朽化対策が喫緊の課題である中、中長期的な安定給水が第一の責務であり、その次に中長期的に安定した料金設定が責務と考えている。
7	貸借対照表の固定資産のうち、建設仮勘定の額が多い点が気になる。経営上、減価償却がされない建設仮勘定の増加は望ましくないため、資産償却に向けてどのようなチェックをされているのか。	建設仮勘定の多くは、長良川河口堰に係る未利用資産が積み上がったものであり、現状ではすぐさま解決できるものではない。通常の工事については、完了後すみやかに償却している。
8	企業庁の職員が減少しており、事業運営に大事と思われる技術部門の人員が減っているのではないかと心配している。	簡素で効率的な経営をめざして、定数を削減することもあるが、企業庁の主力業務は現場にあると認識しており、「安全第一」の下、現時点では安全を無視して現場の技術者を減らすという考えは無い。
9	市民の憩いの場になっている伊坂ダムは、国体のカヌー競技場としても活用されると聞いており、こうした多くの人を訪れる機会に、水資源の重要性や環境についての理解を促すためのPRをしてはどうか。	伊坂ダムについては、様々な機会をとらえて、PRの場として活用していきたい。